

2020年4月16日

文部科学大臣 萩生田光一様

全日本教職員組合（全教）

中央執行委員長 小畑雅子

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出にあたって
教育現場を支える施策の強化を求める緊急要請書

4月7日、安倍首相が7都府県を対象に改定新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく緊急事態宣言を発し、該当地域の知事による外出自粛や商業施設の使用制限の要請・指示とともに学校の休校要請がおこなわれています。感染症の拡大を防ぎ、子どもや教職員はじめすべての人々のいのちと安全を守るために、日本国憲法をいかし、現行の法律・条例を活用し万全の対策をとることが求められます。また、外出の自粛や大規模施設の使用制限等の要請・指示等にもなう収入減等に対する十分な補償をおこなうことは急務です。

学校を休校にする場合に、その理由、目的について子ども・保護者・教職員が納得し理解できるように、科学的知見にもとづいた説明が求められていることは言うまでもありません。また、休校しない場合には、感染予防をしつつ教育活動をすすめるという困難に学校現場は直面することになります。各学校や教育委員会が、児童生徒や地域の実態をふまえ、主体的に検討し判断することを支えるとともに、国の責任で、十分な財政措置により、すべての子どもたちと教職員のいのちと健康・安全を確保することが求められます。

以上の観点から、下記の点を緊急に要請します。

記

1. 休校および学校再開の要請・指示については、学校設置者が地域・学校の実態や感染状況をふまえ、科学的根拠を示し、関係者が納得して対応できるように努めること。
 - ① 各学校でのとりくみをふまえた対応が可能となるよう、ていねいな対応をおこなうこと。
 - ② 各学校での対応について、すべての子どもと保護者に周知できるよう、関係者と十分な連絡・調整をおこなうこと。
 - ③ 緊急な対応が求められる場合にあっても、必要な連絡体制を確立するなど、ていねいな対応をおこなうこと。
 - ④ 休校等にもなう修学旅行などの学校行事の変更により生じる家庭や学校の経済的負担について、国が財政的措置をすること。
2. 休校を要請・指示する場合は、子どもたちの居場所を確保するなどの必要な対応をおこなうこと。
 - ① 保護者が安心して休業できるよう、十分な休業補償をおこなうこと。休業補償にかかわる制度が活用されるよう周知徹底すること。
 - ② 子どもが安全に過ごすことのできる施設等を周知すること。

3. 休校を要請・指示しない場合は、在校時や登下校時における「3つの密」を防ぐために必要な条件整備をおこなうこと。
- ① 緊急に必要な教職員を増員配置するなど、教室内での少人数指導が可能となるよう条件整備をおこなうこと。
 - ② すべての子どもたちが利用可能な手洗い場や消毒液、液体せっけん、非接触型体温測定機器、ペーパータオル等を確保すること。
 - ③ 必要とするすべての子どもたちと教職員にマスク等を提供できるようにすること。
 - ④ 保健室等での詳細な対応マニュアルを作成すること。
 - ⑤ 感染が疑われる子どもたちが待機(隔離)する場所を確実に確保し、保健室が感染していない児童・生徒と接触する場にならないようにすること。
 - ⑥ 特別支援学校等のスクールバスの増車が可能となるよう、国が責任をもって対応すること。
4. 教育課程の編成は各学校がおこなうものであり、休校によって授業ができなかった内容の指導について、学校再開後に機械的に授業時数の確保を求めるのではなく、各学校の実態をふまえた方法を尊重すること。
- ① 子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠等を保障し免疫力を高め、子どもたちの負担が過重とならないことを最優先すべきであることを明らかにすること。
 - ② 家庭学習等の方法や評価について押しつけるのではなく、各学校が実態に応じて工夫できるよう支援すること。
 - ③ オンライン教材や、文科省が依頼し各教科書発行者が作成した補充のための資料等の使用を押しつけないこと。
 - ④ 部活動における全国大会等の開催について早期に明らかにすること。
 - ⑤ 高校等における実習について、資格取得にかかわるものも含め、実習期間や実習方法、免許取得方法等について弾力的に対応できるよう関係機関と調整し、対応すること。
5. 収入が急変した家庭の子どもたちの就修学を保障するために、実効ある経済的支援を緊急におこなうこと。当面、下記のことについて、各自治体が対応すること、および、すべての家庭に周知徹底することを支援すること。
- ① 入学料や授業料等の学納金の納付が困難な者に対し、減免、減額及び猶予をおこなうこと。
 - ② 就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請書の提出時期について柔軟に対応することや、年度途中の認定を必要とする者等について速やかに認定するなど、必要な援助をおこなうこと。
 - ③ 就学援助、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等の申請や認定等について柔軟に対応すること。高等学校等就学支援金の支給期間の上限（全日制 36 月、定時制 48 月）を超えている生徒について、休業期間の授業料を免除するなど対策をとること。
6. 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立すること。

- ① 心のケアなども含め、子どもたちや保護者が相談できるよう、相談室の体制を確立すること。そのために必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ② 学習支援員や部活動支援員を含むすべての教職員が感染症対策に必要な知識を得て、子どもたちの指導・相談にあたることができるよう対策をとること。
- ③ 生活が困難な子どもや虐待の恐れのある子どもたちについて、家庭や学校・児童相談所等の関係機関との連絡体制を早期に確立すること。

7. 2020年度全国学力・学習状況調査および全国体力・運動能力、運動習慣等調査を直ちに中止すること。

8. 2020年度の定期健康診断実施にあたり現場に混乱を来さないよう具体的な対応を示すこと。教育委員会が実施条件等について各学校へ早急に通知できるよう対応すること。X線・心電図検査等の検査機関がおこなう健康診断については、健診時期の延期等を含め、円滑に実施できるよう検査機関と協議すること。

9. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により就職内定取り消しや解雇などが起こらないよう関係機関への指導を徹底すること。また、高校生等の相談体制を確立すること。

10. 感染拡大を防ぐ観点から、教職員の在宅勤務や時差出勤が可能となるような制度を整備すること。また、職員室等における「3つの密」を避ける手立てを講ずること。

11. 市区町村や派遣会社に雇用された臨時・非常勤教職員について、身分・賃金を保障するよう指導すること。

12. 教員免許更新について、当面、新免許状所持者で2021年3月31日を修了確認期限とする者（第1グループ）の修了確認期限を1年間延長すること。また、2022年3月31日を修了確認期限とする者（第2グループ）についても弾力的に扱うなどの措置を講ずること。

13. 今年度予定されている教育実習や介護等体験については、実施時期の延期のみならず実施期間の短縮なども含めた柔軟な対応ができるようにすること。

以上